

官報

号外 昭和二十五年三月十四日

○第七回 参議院會議錄第二十七号

昭和二十五年三月十三日(月曜日)

午前十時四十五分開議

議事日程第二十五号

昭和二十五年三月十三日

午前十時開議

第一 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第四 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十五年年度一般会計予算

昭和二十五年年度特別会計予算

昭和二十五年年度政府関係機関予算

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

青少年飲酒防止法案(姫井伊介君外二十一名発議)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

帝國石油株式会社法を廃止する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国憲法第八條の規定による議決案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所所本支所設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所所本支所設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所設置に關し承認を求めの件

同日衆議院議長から、国会は日本国憲法第八條の規定による議決をなし内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日議院において採択することを議決した恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に關する請願外十五件の請願及び恩給法臨時特例改正に關する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

全国農業会等清算事務費に關する質問主意書(岡村文四郎君提出)

去る八日委員長から提出した左の公聽

会開會承認要求に對し議長は去る十日これを承認した。

公聽會開會承認要求書

一、事件の名称 夏時刻法の一部を改正する法律案(予備審査)

一、公聽會の問題 夏時刻法の改正に關して

一、公聽會の月日 昭和二十五年三月十七日

右本委員會の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年三月八日

労働委員長 山田 節男

参議院議長佐藤尚武殿

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 來馬 琢道君

運輸委員 中村 正雄君

電気通信委員 藤枝 昭信君

経済安定委員 藤井 丙午君

決算委員 板野 勝次君

議院運営委員 中野 重治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 藤井 丙午君

運輸委員 來馬 琢道君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題に關する特別委員 城 義臣君

選舉法改正に關する特別委員 鈴木 順一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題に關する特別委員 池田宇右衛門君

選舉法改正に關する特別委員 小林 勝馬君

同日委員長から左の報告書を提出した。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に關する法律案可決報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計からする繰入金に關する法律案可決報告書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(法制意見總務室主幹) 下牧 武君

資源庁長官 始關 伊平君

資源庁次長 田口 良明君

(特許庁總務部長) 佐久 洋君

通商産業事務官 小笠 公顯君

昭和二十五年三月三十一日
第三編 勅諭 第三編

経済安定本 福島 正雄君
部副長官

(水産庁次長) 山本 豊君
農林事務官

同日内閣総理大臣から、(法制意見総務室主幹)検査下收武君外六名(前掲議長承認の通り)を第七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日地方行政委員会において、当選した理事は左の通りである。

理事 岩木哲夫君(鈴木順一君の補欠)

一昨十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

解散団体財産収入金特別会計法案

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

有価証券移転税法を廃止する法律案

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

養蚕土法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

養蚕土法の一部を改正する法律

性病予防法等の一部を改正する法律

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

道家族及び戦傷病者の処遇に関する質問主意書(浅岡信夫君提出)

外地残留者の調査に関する質問主意書(浅岡信夫君提出)

農地証券の買上償還に関する質問主意書(三好始君提出)

度量衡器の検査に関する質問主意書(油井賢太郎君提出)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 伊達源一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 池田宇右衛門君

同日委員長から左の報告書を出した。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのため

の一般会計から繰入金に関する法律案可決報告書

去る七日内閣総理大臣から、運輸審議会委員岡田信次君は客月二十日依願退職致しましたのでその後任として左記

の者を任命したいので運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を求めたい旨の要求書を受領した。

記 富山 清徳君

一昨十一日衆議院議長から、同院は富山清徳君を運輸審議会委員に任命することに同意した旨の通知書を受領した。

議長(佐藤尚武君) これより今日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。栗栖勉夫君より病氣のため十九日間請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて請暇の件は許可することに決しました。

〔板野勝次君発言の許可を求む〕

議長(佐藤尚武君) 板野勝次君。

板野勝次君 本日はこの際、食糧輸入税と農業政策に関して緊急質問をする。この動議を提出いたします。

議長(佐藤尚武君) 板野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

板野勝次君 吉田内閣の露骨な外国食糧依存政策は、一貫した外国資本への隷屬化政策と結び付いて、日本農業

を圧迫し、その結果今や農業は恐ろしい恐慌に襲われ、日本農業は破滅の状況に瀕してゐるのであります。即ち農産物の価格は本年に入つてから大幅に下落しつゝありますために、農家経営は大打撃を受け、低米価による強権供出はますます強化され、配給肥料も買

えなければ税金も拂えない農家戸数は激増し、借金も殖え、娘の身売、土地の買入や闇売さへ盛んに行われ、どこの農業協同組合も殆んどが破産状態にあります。その上、都会で首切られた失業者、郷土産業の破産による失業者、副業を失つた農民、これらの失業人口の増大は農民をいよいよ窮乏のどん底に陥れつつあるのであります。このよきな農業経済の破綻に加えて、災害の累積、国土の荒廃によつて、農業生産は明らかに停滞し、退化の徴候を示しております。然るに吉田内閣は、この事実を目を蔽うて、外国から食糧を輸入するという政策を強化し、土地改良、農業の近代化、農地改革、耕地の災害復旧等をサボリ或いは逆転させることによつて、日本農業を根本的に破壊するといふ一貫した政策を推し進めておるのであります。このことは農林予算そのものが何よりもよく証明してゐるではありませんか。二十五年の土地改良は、新規事業は殆んど計上せられず、補助助切りで不満の出た地方ボスの救済に止められ、開拓関係や農地改革予算も削減し、農地

及び牧野の買収を打切つて登記事務だけにしてしまひ、而も書記を一名に減らして登記事務を事実上停頓させ、農地改革をややむに終らせようとして、農業近代化の予算と言へば九十億円も減らして、名ばかりの僅かな予算を計上してゐるのであります。これは農業改良技術員を一町村一人に殖やしてアメリカ風の青色自転車走らせることにしか過ぎないのであります。吉田内閣の農業政策の中にどこに恐慌対策があると言へましようか。ただ政策にしてあると言へますならば食糧輸入政策であります。食糧法が本院において審議未了となりました。国会を無視して、ボ政令を勝手に出して、農民をおどし付けて置きながら、二十五年の予算には輸入食糧補助金四百五十六億円を計上しております。而も食糧輸入政策をバックにして、森農相は、去る二月三日の知事会議で、供出したくなければしないでもよろしい、輸入食糧で賄ふと放言したと伝えられております。池田蔵相の中小企業を見殺しにする放言と換を一にして、吉田内閣の性格をよく現わしてゐるのであります。

農業復興会議の機関紙「農業復興」の最近号は、「手放し輸入は真つ平御免」という漫画で森農相の暴言に答えてゐる。シルクハットを被り、パイプをくわえて傲然と立つてゐる。海外食糧民の前に吉田首相がひざまずいて補給金

の袋を擡げている。吉田首相の足下には踏み潰された日本の農民が空っぽにされた藁束を片手に悲鳴を擡げている。この漫画こそ吉田内閣の農業政策を率直に描いている。こうした吉田内閣の食糧政策に対して、私は日本共産党を代表して、以下我が党の見解を述べつつ吉田首相並びに関係大臣諸君に質問せんとするものであります。

第一には、二十五年予算において補給金九百億円のうち半分は輸入食糧の補給金であります。この食糧輸入補給金は、日本農業生産力を崩壊させる低米価、強権供出、低賃金の挺子となり、一般消費者と共に日本農民は自分の首を絞める輸入補給金を負担するために重税を拂うという馬鹿げた結果となつておるのであります。二十四米穀年度における輸入実績は輸入額諸量を大幅に超過いたしました二百七十二万七千五米トンに達したと言われ、二十五米穀年度に繰越された政府手持数量は前年同期に比べまして実に四百三十八万トンの増加となり、二十五会計年度は工業用を含めて三百七十四万トンの外国食糧の輸入計画であります。このような多量の政府手持繰越数量や懸請量以上を大幅に上廻る多量の食糧の輸入が施行されるのは、一体誰のためなのであるか。日本人のためなのか。それとも食糧の過剰の外国のためなのか。何故懸請量を超えて多量に輸入しなければなら

ないのか。又三月十日の朝日新聞によります。事故品や滞貨中に品質が低下して配給に適しなくなつた主食については、知事が食糧事務所相談して品質に依つて自由処分をしてよいことにすると、食糧庁からの通牒が、全国の知事宛に発せられたことを報道しております。が、一体現在ある主食の滞貨はどれだけあり、滞貨処分をしなければならぬ数量は如何程あるものであります。か。このような主食滞貨の処分の必要が生じたのはどのような原因によるものであります。この滞貨処分による損失の負担は一体誰がするのか。又このような滞貨が生じている半面、味噌醬油の原料として昨年十一月二十万トンの大豆が中共から輸入される筈であつたと聞いておりますが、入らなくなつた事情はどのようなものであるか。食糧の輸入補給金程度のものを、例えば肥料の補給金、耕地の災害復旧、土地改良、その他農業生産力増強に振向けますならば、日本農業は完全に復興し発展する可能性があるものであります。これらの諸点について吉田総理並びに農林、大蔵両大臣の率直明快なる答弁を聞きたいのであります。

第二は、日本は食糧を輸入するのであります。輸入しようとしてゐるのか。或いは肥料を輸入しようとしてゐるのか。政府の貿易の根本方針を明らかにせられたのであります。時には肥料を輸入したり、時には

輸出したりしておりますが、これは何も端境期に關係があるとは思えないのであります。一体、日本の肥料計画は需給のバランスがとれてゐるのであります。か。輸入するのか、輸出するのか、数字によつて明確に答弁せられたのであります。この決め方次第によりましては日本の産業の構造に重大な影響があるのであります。又政府は食糧輸入の見返りとして、東南アジアへ肥料や農機具等、農業開発資材その他を送られてゐるのであります。が、一体どんなものをどれだけ輸出しているのか。南鮮からも米を輸入しておりますが、その見返りとしては何を一体どれだけ輸出しようとしてゐるのか。これが民族運動抑圧の武器となるような輸出に對しましては、我々は断じて賛成することができないのであります。通産大臣並びに安本長官の答弁を求めたいのであります。

第三は、すでに明らかにしましたごとく、吉田内閣の農業政策の中には恐慌対策は欠けられ程ないのであります。ただ、あるものは農民いじめの政策ばかりであります。肥料は七月までに七割値上げされ、小作料も七倍の値上げが予定されておられ、そればかりか電力料の値上げも農家経営を更に圧迫しております。即ち電動機一馬力当り五割、電熱湯床一キロワット当り五倍、誘蛾燈一燈当り八割と、いずれ

も増額、その外、灌漑排水の場合は、旧料金制では非使用期間中には料金が免除され、而も三割引の特典がありましたが、これが廃止されますので、負担増加率は一般の場合よりも大きく、これでは農業の近代化、電化どころか、低米価政策、裸供出と結んで農家経営を破壊するものであります。このようにあの手この手で農村を締め上げているが、吉田内閣の意図するところのものは、二十五年農業関係予算の性格にも見られます。ごとく、明らかに植民地化政策を強行せんとしてゐるのであります。莫大な輸入補給金を伴います。莫大なる食糧輸入代金は見返資金となつて日本の重要産業に投資せられ、国有林野等にもこの見返資金が使われることになつております。これは将来国有林が担保物件に指定される意味が含まれてゐるのではないのであります。か。針葉樹は戰略物資であることとを思ひますれば、最近の伐採制限と考へ合せるとき、政府の軍事基地化方針と密接な關係があると思わざるを得ないのであります。又公共事業を看板にして、道路樹であるとか或いは立派な林道が整備されて行くのも、その意図はもはや明らかであります。このようない貫した政策以外に一体日本の農業を保護しようとする何ものがあるでありません。見当るものは日本農業を植民地的な農業に再編成しつ

つあるということだけではありません

か。一体、政府は日本農業を外国の隷屬から守るためにはどんな保護政策が必要だと考へてゐるのか。税金を殖やして恐慌を深める輸入補給金の廃止、食糧の押付け輸入と外国食糧依存政策を止める政策をとることは、どうしてできないのでありません。どうすればこれを止めることができるのであります。か。供出制度についても、目下政府はこれを改善するといふことを検討してゐるようであります。が、我々は官僚統制の撤廃を主張し、自主的な農業計画によつて、自主供出、引き合、産物価格と農業用物資の安価な供給の保障制度をこの際確立すべきことを主張するものであります。政府はただ改正に當つて責任供出と自由供出の二本建などを研究してゐるようであります。が、これは明らかにどうして農民を収奪するか、こういうことの検討に過ぎないのであつて、このような検討よりも真に農業を守るべき対策をとるべきではないかと思ふのであります。国費によりましてところの大開墾、土地改良、災害復旧、人民のための治山治水の実施、それによる失業の克服と食糧の増産政策、これは日本人である限り、日本農業を守る誠意のある限り、誰も反對する理由はないと思ふのであります。総理大臣並びに大蔵大臣、農林大臣諸君の見解を承りたいのであります。

第四は食糧輸入の免税措置についてであります。我が党は従来強くこれに

反對して来たのであります。食糧輸入を永久に無税にするかどうかについて吉田総理並びに関係大臣は検討されておられると思いますが、吉田内閣は如何なる見解を持っておられるか。果して永久無税とするつもりであるかどうか。我が党は勿論これに反対するものであります。第一に、食糧輸入を永久無税にいたしますれば、外国の過剰な食糧が洪水のごとく入つて来るのをどうして防ぐことができるでありましょうか。この場合の外国食糧とはアメリカ、カナダの食糧ではありませんか。而もアメリカ、カナダからの食糧輸入だいたしたすれば、運賃が高く付いて、輸入補給金の負担はどうしてもなくならないのであります。第二に、食糧輸入が激増し、ストックが増大すれば、ストックの放出権を握っている者が食糧の価格を左右し、直接には価格、間接には公定価格を自由に統制できることになり、日本農民の生殺與奪権を握るのであります。日本農民の植民地的再編成というものを決定的ならしめ、食糧輸入は永久に強度に行われることとなるのであります。而も龐大な食糧ストックの運転資金はインペントリー・ファイナンスによつて一般会計から食糧特別会計へ補填しなければならぬのでありますから、一般消費者と共に農民の税金は重くなるのであります。第三に、食糧輸入は恐慌輸入の最大のものとなるでありまして、うから、国内市場はいよいよ狭まつて来る。不景気は深刻となつて参ります。

す。そうして低米価による低賃金と、低賃金によりますところの豊富な低廉な軍事奴隷的労働力の生産、軍事基地化促進の線を決定的に強めることとなるのであります。第四に、すでに政府は産業復興公団において、アセトン、特殊鋼、電気銅、鉛、錫等を備蓄する政策をとつておられるのであります。食糧を永久無税で輸入するという政策をとりますならば、工業物資の備蓄、即ちいわゆるストック・パイル・システムの農業物資版が促進されて来ることになるのであります。これらの結果は、日本人は肉弾となり、日本の山野が戦場となる危険はないと誰が保証することができるでありましょうか。食糧輸入関税を若し永久的に撤廃いたしますれば、それは戦争への準備に切り換えることとなり、従つて平和と民主主義を妨げるものとなります。我が党は、かかる戦争促進、公正な全面講和を妨げ、民主主義の逆行をもたらす一環としての食糧輸入関税の永久撤廃に對しては絶対に反対するものであります。吉田首相がこの一環として食糧輸入関税を永久に撤廃しようとするなら、吉田総理は、曾ての輝かしい歴史を繰返したいと言つて、アジアの工場として日本帝國主義の夢を追わんといひました。今やアジアの工場どころか、倉庫にさえ成り下り、日本を糧秣廠化するものとさえ言われても仕方がないではありませんか。一体、政府は、食糧輸入関税が永久的になくなつた場合、食糧事情はどう変わるか。従

つて国内農業はどんな影響を受けると思つておられるか。又日本の経済並びに日本人の生活にどのような影響を與えると思つておられるか。一体、政府は食糧輸入関税を永久的に撤廃するつもりであるかどうか。政府には関税の自主権があるのかないのか。保護関税のない独立国がどこにあるでありましょうか。この際、食糧輸入関税を設定して国内の減税に資すべきであると思ふが、これらの諸点について総理大臣並びに関係大臣の腰砕けならざる答弁を求めたいのであります。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 答へいたします。

質問の第一点は、政府は必要以上に食糧を輸入し、又食糧が要請数量以上に來ているのではないかとのお話でございしますが、我々は昭和二十四年度二百九十万、二十五年度は大豆を輸入して三百七十五万トンは必要なる数量と考えまして要請したのであります。要請以上に食糧は入つておりません。次に肥料の生産状況はどうか。肥料は只今のところ御承知の通りにまだ輸入いたしております。できるだけ自給体制を確立したいと、増産に努めております次第でございします。尚、東南アジア或いは朝鮮に對しましての輸入品目の状況はどうか。我々は従來とは變りまして、主食はアメリカの援助だけによらず、東南アジアの方からも又朝鮮からも輸入する計画を立てております。而うしてこれが見返物資といひましては、機械類、纖維品を充てておる次第でございします。第三に、食糧の増産の施策が足りないのではないかと。我々は災害復旧その他に相当額を出しまして、食糧の増産に邁進いたしておる次第でございします。第四の御質問は、食糧の輸入関税の問題でございします。この輸入関税は、その時の世界の經濟情勢又自國の産業状態によつて決められるべき問題でございまして、主食の永久無税というふうなことは考へておりません。御承知の通り過去十年余の間、食糧に對しましては一定の税率で課税することにいたしておりました。が、特別の規定によりまして免税の措置をとつておるのであります。私はこの方針を続けて行きたいと考へるの下に、又関税率法の改正について検討を加えておる次第でございします。何分にも只今は外國の食糧が安くなりまして日本の食糧に比しますとまだ高いのであります。今直ちに課税するということは私は意味をなさないことではないかと。將來外國から食糧がダンピングされるというふうなときには、何とでも課税すべきだと考へております。

〔國務大臣青木幸義君登壇、拍手〕
○國務大臣(青木幸義君) 私のお答えすべきだと考へまする部分につきましてお答えを申し上げます。

第一、大豆の輸入の問題であります。これは中共からの輸入はございせん。併しながらこの点についてはまだ見通しが付きませんので、現在ではガリオアで一月から六月までの間に十数万トンの輸入が成立することになつておりますので、これで大體補いが付くかと考へております。

それから第二点であります。食糧の輸入の問題であります。これは御承知の通り、需給計画を立てまして輸入を要請いたしておりますので、その要請に従つて輸入されておる現状でありまして、持越しは滞貨であるといふふうには考へておりません。

それから農業の適正な保護をする必要がある。誠に同感であります。御承知の通り工業の雇用力というものが限度がございします。農家の過剰人口を吸収するということはなかなか困難であります。従ひまして農業自体の生産力を高めることを考へておりますので、こゝろから経済における大きな不安定な状態が来るといふことは只今のところ考へておりません。

それからもう一つ肥料の問題であります。これはまあ申すまでもなく食糧は現在不足しておりますので、その不足分を輸入しておるということが現状でございします。従ひまして肥料の面についてお答えを申し上げますと、本年度肥料需給は当初の計画に基づきまして、窒素質の肥料について反當七貫、

それから全体といたしましては百九十七万トンに対して、国内肥料の増産と輸入計画の予定通りの進捗によつてこの計画は十分確保できるものと考へておる次第でございますし、更に追加配当も肥料については考慮をいたしておる次第であります。それから磷酸肥料は、一時原料輸入不足のために生産が減産いたしましたけれども、その後順調になつて、当初の計画通りに実施できるような態勢にあると存じております。それから加里肥料は輸入が遅延しておりますが、目下輸入促進の方法を講じておる次第でございます。

以上のような状況でございますので、食糧輸入か、肥料輸入かという問題は、別に問題にはならないものと自分では考へておる次第でございます。

○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣は病氣のため、農林大臣は公務のため、後日出席の際登壇の趣きでございます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度的に於ける歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案、日程第二、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てゐるための一般会計からする繰入金に関する法律案、日程第三、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、日程第四、証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度的に於ける歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月十一日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度的に於ける歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度的に於ける歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、大蔵省預金部特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度的において、一般会計から大蔵省預金部特別会計に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、三億二千三百二十六万七千円をもつて限度とする。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てゐるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てゐるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一般会計からする繰入金に関する法律

1 政府は、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てゐるため、昭和二十五年度的において、一般会計から十一億八千九百八十万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十八億円」を「三十億円」に改める。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

三 当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、收支の状況その他事業の内容に關し重要な事項

同項第九号中「募集又は募集の委託を募集、売出又は募集若しくは売出の委託」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

同條第三項に次の一号を加える。

七 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

第十三條第六項を次のように改める。

前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売出される致、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目録見書を提出する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

第十五條第三項中「左に掲げる場合」を「左の各号の一に該當する場合」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

三 証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

第二十五條第三項中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第二十八條第三項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）」に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改め、同項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第一号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第三十條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第三十一條第三号の次に次の二号を加える。

三の二 証券業者である会社がこ

の法律の規定により登録を取り消された場合において、当該処分があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者が当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

三の三 第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

同條第七号中「同一の商号」の下に「又は他の証券業者の営業と誤認される虞のある商号」を加え、「当該証券業者の許諾を得ないで」を削り、同條同号の次に次の一号を加える。

八 商号のうちに証券という文字を使用しない者

第三十二條第三項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第三十條」を「前條」に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改める。

第三十三條第一項中「通知を受け

の法律の規定により登録を取り消された場合において、当該処分があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者が当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認め、二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

第四十一條の二 証券業者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

後、理由を示し、証券取引委員会規則で定めるところにより、将来当該行為と同種の行為をしてはならない旨又は財務計算について、当該資産の全部若しくは一部を償却すべき旨を命ずることができ

る。

第五十七條に次の二項を加える。
証券取引委員会は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分

の基礎となつた事由が消滅したと認められる場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。
証券取引委員会は、前項の規定による処分をなした場合において

は、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならぬ。

第六十條中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。
第六十三條第一項第一号中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改め、同條第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するま

では、これをしないことができる。

一 前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日
二 前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

第六十四條第一項及び第二項中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。
第六十九條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添附書類」を加える。

第八十二條第二項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十四條第二項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。
第八十五條第一項中「登録申請書」の下に若しくはその添附書類」を加え、同條同項に次の一号を加える。

四 当該証券取引所の設立される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定される会

社の数その他その地方における経済の状況に照らし当該証券取引所の設立が必要でないとき
第九十一條第五項中「第三十四條第二項及び第三項」を「第三十四條第三項及び第四項」に改める。

第九十二條第二項中「届け出た有価証券については、」の下に「第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、」を加え、同條に次の一項を加える。

証券取引委員会は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないとき認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

第六十五條第一項中「達成するため、」の下に「大蔵省の外局として、」を加え、同條第二項を削る。
第六十六條を次のように改める。

社、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第六十七條第一項本文中「委員」を委員長及び委員に、同項但書中「委員」を委員長又は委員に改め、同條第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改める。
第六十八條及び第六十九條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第七十條第一項を削る。
第七十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。
第七十五條、第七十六條及び第七十七條、第七十八條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第八十二條第四項中「委員」を「委員長、委員」に改める。
第八十五條第一項中「第二十六條」の下に「(第二十七條において準用する場合を含む。)」を加える。
第八十六條中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてしなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてい

る者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定

し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてしなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてい

る者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定

し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてい

る者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定

し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてい

る者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定

し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしてい

る者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定

し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

る。
前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。
第百九十三條の次に次の一條を加える。

第百九十三條の二 証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない。

前項の特別の利害関係とは、公認会計士が前項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二十四條に規定する関係及び公認会計士がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業若しくは財産管理に關して有する関係で、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるものをいう。

第一項の公認会計士の監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。
公認会計士がこの法律の規定に

より証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十條に規定するものであるときは、証券取引委員会は、当該公認会計士に通知して審問を行つた後、理由を示し、一年以内の期間を定めて、証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で当該公認会計士の監査証明に係るものは、これを受理しない旨を決定することができ、この場合においては、証券取引委員会は、その旨を当該公認会計士に通知し、且つ、公表しなければならない。

第百九十四條中「株式」を「株式の発行会社の株式」に改める。
第百九十五條の次に次の一條を加える。
第百九十五條の二 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。
第二百五條第一号中「第三十條第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の下に」第四

十一條の二第二項、及び第六、十二條、第百二十九條第一項、第百三十三條を削り、同條第十号を次のように改める。
十 第五十六條第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者
同條第十一号を次のように改める。
十一 第百十一條の規定による申請書の不若しくは添附書類の不若しくは提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその不若しくは添附書類若しくはその不若しくは提出した者
同條第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 第百九十一條の二の規定に違反した者
第二百八條第一号中「第四條第三項の下に」、第四十九條第一項、第六十一條、第百二十九條第一項又は第百三十三條を加え、同條第八号を次のように改める。

八 創設

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第百九十一條の二及び同條の規定に違反する行為に対する罰則の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 証券取引法（以上「法」という。）

第三十四條第三項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については、この法律施行の日から二年を限り適用しない。
3 この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第三十九條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。但し、その者が左の各号の一に該当する場合、この限りでない。
一 この法律施行後新たに法第三十一條第三号の二、第三号の三、第七号若しくは第八号の改正規定又は同條第六号の規定（但し、同條第三号の二及び第三号の三の改正規定に關連する部分に限る。以下本項において同じ。）に該当することとなつたとき。

二 この法律施行の際現に法第三十一條第三号の二、第三号の三の改正規定又は同條第六号の規定に該当する場合で、この法律施行の日から六月を経過したとき、但し、当該期間内において、法第三十一條第六号の規定に該当しないこととなつた場合を除く。

4 この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第四十條の改正規定の適用については、この法律施行の日から二年を限り、なお従前の例による。

5 法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については適用しない。但し、この法律施行の際現に使用する商号を変更しようとする場合は、この限りでない。
6 法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者でない者であつて、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いているものについては、この法律施行の日から六月を限り適用しない。
7 法第五十二條の改正規定は、昭和二十四年十月に始まる営業年度から適用する。

8 この法律施行の際現に証券業者である者は、法第五十四條第一項の改正規定にかかわらず、法第三十四條第一項の改正規定に適合しない場合においては、この法律施行の日から二年を限り、その旨を届け出ないことができる。

9 この法律施行の際現に証券取引委員会の委員長及び委員の職にある者は、法第六十六條第二項の改正規定による証券取引委員会の委員長及び委員の任命があるまでは、なおその地位を有するものとする。

10 この法律施行後最初に法第六十六條第二項の改正規定により証券取引委員会の委員長及び委員に

任命される者の任期は、法第百六十七條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

11 法第百九十一條の二の改正規定は、この規定施行の際現に同條の規定に違反している行為については適用しない。

12 附則第十五項の規定は、法第百六十六條第二項の改正規定により最初に任命される証券取引委員会の委員長及び委員から適用する。

13 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号イ中「証券取引所」の下に「及び証券業協会（証券業協会連合会を含む）」を加える。

15 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 証券取引委員会の委員長及び委員

別表中

衆議院及び参議院の事務局長 地方行政調査委員会委員長 外国為替管理委員会委員長 統計委員会委員長	三〇、四〇〇円
衆議院及び参議院の事務局長 地方行政調査委員会委員長 外国為替管理委員会委員長 証券取引委員会委員長 統計委員会委員長	三〇、四〇〇円
外国為替管理委員会委員長 証券取引委員会委員長	二七、二〇〇円
外国為替管理委員会委員長 証券取引委員会委員長	二七、二〇〇円

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました四法律案につきまして、大蔵委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案について御報告をいたします。大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における收支の状況を見ますと、事務費、預金利息等、合計百二十四億一千三千万七千円の歳出に對しまして、歳入は利息収入、有価証券の償還益金等、合計百二十億八千七百四十四万七千七百円の歳入不足を生ずることになりますので、これを補てんするため一般会計から繰入をなし、本特別会計の円滑な運営を図らうとするものであります。尚この繰入金は、本特別会計の性質に鑑みまして、その財政状況が健全となつた場合には、その繰入金に相當する金額を予算の定めるところによりまして一般会計に返済する予定になつております。

本案審議に當りましては、種々熱心な質疑応答が交されたのであります。が、詳細は速記録によることをお許し願います。かくて質疑を終了いたしましたので、討論に入りまして、油井委員から、金融逼迫の折柄、預金部の資金運営について、貸付利率の低減、或いは貸出の公平を図るよう十分留意されたいとの希望を述べられて賛成されたのであります。採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について御報告をいたします。開拓者資金融通特別会計におきまして、その貸付資金の調達に、従来公債の発行又は借入金によつて行なつて来たのであります。健全財政の見地からいたしまして、前年度同様、昭和二十五年年度においても一般会計からの繰入金を以て、營運資金として十億九千五百四十五万円、共同施設資金として九千四百三十五万円、合計十一億八千九百八十万円の貸付金の財源に充てようとするものであります。尚この繰入金については、将来貸付資金が償還されることにより繰入額に達しますまでは予算の定めるところに従ひまして一般会計に繰入れることを規定しておるのであります。

委員会におきましては種々熱心な質疑応答が交されたのであります。これも速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了いたしましたので、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告をいたします。最近における経済情勢におきまして、国民金融公庫の生活再建のため一般の金融機関から融資を受けることは非常に困難な状態にありますが、国民金融公庫の昭和二十四年六月一日発足以來、この種の資金需要は極めて多いのであります。昭和二十四年末に生業資金七億一千万円、更生資金三億円の貸付実績を示しておりますが、昭和二十五年年度におきましても、この小口生業資金に對します需要は相當の額に上るものと思われまします。昭和二十五年年度予算におきましては国民金融公庫に對します政府出資金として十二億円を予定しており、資本金十八億円を三十億円に増加いたしました。國民大衆に小口生業資金を供給して、その生活再建を図り、民生の安定と経済の復興に寄與せんとするものであります。

さて本案の審議に當りましては種々熱心なる質疑応答があつたのであります。が、その詳細は速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了いたしましたので、討論に入りまして、天田委員より、資金需要の現状では資本金三十億円で僅少であるが、庶民の生活をそれだけ豊かにするものであるから賛成するとの意見が述べられ、次いで板野委員より、政府の政策が悪いため

改める。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に

に最近倒産者が続出してゐる、然るに政府は僅かの金額で国民が更生できるような希望を與えてごまかして行こうとするやり方に反対であるとの意見が述べられたのであります。油井委員から、政府出資十二億は過少と思われるが、実際に困つてゐる人に貸出されることを希望する旨の賛成意見が述べられまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に証券取引法の一部を改正する法律案について御報告いたします。今回改正したところといたしまして第一点は、証券業者及び証券取引所の健全化に關する諸規定を設けたこととあります。即ち現行法におきましては証券業者の資本金額について別段の制限がないので、そのために弱体証券業者の濫設を來たし、投資者の保護にも欠ける虞れがありますので、今回証券業者は營業用純資本額といたしまして最低額五十万円以上を要することとし、この額に満たない登録申請者は更に登録を拒否され、又証券業者としてその營業用純資本額が五十万円を下つた場合には營業の停止が命ぜられ、更に登録の取消を受けることとしたのであります。この制限規定を直ちに現在の証券業者に適用することは困難でありますので、二年後より適用することとなつてゐるのであります。又証券業者が營業又は財産經理の状況に照ら

しまして過當な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をいなし、又は不良と認められる資産を有します場合には、証券取引委員会が当該行為を制限し、不良資産を償却する等の命令をなすことができることとするものであります。次に証券業者の特殊性に鑑みまして、損益の平準化を図るために証券業者の營業年度を六ヶ月であつたのを一年に改正しようとするのであります。又登録取消の処分を受けた証券会社の役員は五年間証券会社の役員に就任できないとする等、現在の條文の不備を整理しようとするのであります。その他、証券取引委員会は、証券取引所が上場しようとした証券が公益又は投資者保護のために不適当と認めるときは上場を拒否すべき旨を命ずることができると等、証券取引所の健全化を図る規定を設けたこととあります。

改正の第二点は、証券取引法の規定によりまして提出される貸借対照表、損益計算書等の財務書類の用語、様式及び作成方法を証券取引委員会規則を以て定める権限を証券取引委員会に與えようとするのであります。又これらの財務書類は、それを提出する会社と特別の利害關係のない公認會計士の監査証明を受けなければならないことといたし、この監査証明は証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて行なわれなければならないが、その実施に

當りましては、公認會計士の現状に照らし、監査証明を受けなければならない会社等は証券取引委員会規則で逐次漸進的に指定して行くこととし、これに必要な法的措置を講じようとするのであります。

改正の第三点は、有価証券の募集又は売出しに際しまして、証券取引委員会は規則で届出を免除することができるとする範囲を現行の募集又は売出面額額五百万円から一千万円に引上げようとするのであります。

改正の第四点は、投資について判断を提供すべき新聞雜誌等の記事に關する取締規定を設けることとあります。

改正の第五点は、証券取引法の規定によつて設立された証券業協会について、その活動に実効性を與えまするために事業者団体法の適用をしないこととしようとするのであります。

改正の第六点は、証券取引委員会の委員長及び委員は、その職務の特殊性に鑑みまして、内閣總理大臣が参議院の同意を得て任命することとし、特別職とすることとあります。

本法案に當りましては種々熱心なる質疑応答が交はりました。その主なものを申し上げますと、証券業者の負債倍率を二十倍と規定しているが、四大証券業者を初めとして、この規定に違反している業者があると思われるが、投資者保護の立場より適當な措置を講ずべきであるとの質疑に對しましては、政府委員より、証券業者の資産内容について報告を受けているが、その内容は悪いと思はないといふような答弁がありました。次に、証券取引法第六十五條は金融機關に對する証券業禁止の規定でありますが、金融機關が株式の売買を行なつてゐるのは、この規定に違反してゐるのではないかと、質問に對しましては、政府委員より、金融機關が自己の計算において投資を目的とするために行ふ証券売買は差支ないとの答弁があつたのであります。又証券取引法第二百二十五條は相場操縱の禁止を規定してゐるのであるが、大蔵大臣の過般の言動はこの規定に違反してゐないかとの質問に對しましては、政府委員より、特定の有価証券の買入を金融機關に要請したのではなく、決して違反してゐないとの答弁がありました。

かくて質疑を終りました。討論に入りまして、板野委員より、今回の改正において証券業協会に事業者団体法の適用を免除することになつてゐるが、これは独占資本の復活、財閥の復興に重大な意義を持つものであるから反對するとの意見が述べられ、油井委員から、投資者の保護を図るために証券取引委員会はその運営に十分留意すべきであるとの賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右各法案の報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 証券取引法の一部を改正する法律案に對し討論の通告がございします。これより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 証券取引法の一部を改正する法律案には共産黨は反對であります。

この法案の本文に當つてゐるところのこま／＼した改正よりは、最後の附則十四に書かれてゐる次の点が重要なのであります。即ち附則十四には、「事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。第六條第一項第三号イ中「証券取引所」の下に「及び証券業協会(証券業協同連合会を含む)」を加ふる。」即ちこれが提案理由に挙げられておりますところの証券業者の健全化を図るための改正案の本質であります。事業者団体法を証券業協会には適用しないといふ、この一つを突行せんがために、あちこちをいじり散らして、そうして最後にこの重要事項を知らん顔で附加えて、御丁寧に第九十五條の二に、「この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。」といふふりな申訳を付して、購読やら何やら訳の分からぬやうなことが附加えられてゐるのであり

ては、政府委員より、証券業者の資産内容について報告を受けているが、その内容は悪いと思はないといふような答弁がありました。次に、証券取引法第六十五條は金融機關に對する証券業禁止の規定でありますが、金融機關が株式の売買を行なつてゐるのは、この規定に違反してゐるのではないかと、質問に對しましては、政府委員より、金融機關が自己の計算において投資を目的とするために行ふ証券売買は差支ないとの答弁があつたのであります。又証券取引法第二百二十五條は相場操縱の禁止を規定してゐるのであるが、大蔵大臣の過般の言動はこの規定に違反してゐないかとの質問に對しましては、政府委員より、特定の有価証券の買入を金融機關に要請したのではなく、決して違反してゐないとの答弁がありました。

かくて質疑を終りました。討論に入りまして、板野委員より、今回の改正において証券業協会に事業者団体法の適用を免除することになつてゐるが、これは独占資本の復活、財閥の復興に重大な意義を持つものであるから反對するとの意見が述べられ、油井委員から、投資者の保護を図るために証券取引委員会はその運営に十分留意すべきであるとの賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右各法案の報告を終ります。(拍手)

ます。解釈はどうでありましようとも、具体的な事実は、従来非合理的にやられていた業者間の協定、株価操作等が合法化され、四大証券業者の地位は中小証券業者を締め出して、一層証券業者の中で独占的な比重を占めることは確実であります。更にこの方向は対日理事会でホジソン英代表が指摘したホールディング・カンパニー即ち財閥の復活に拍車をかける結果となることは誰しも認められるところであり

ます。
以上によつて明らかなごとく、この法案は四大証券を育成しまして、証券業における集中を意図しているのです。

では何故このような意図に出たかと言いますと、第一には、現在日本の証券業が引受業及び発行市場としての機構を持たず、売買市場としてのみ営んで来たのであります。これをアメリカ式にアンダーライターを通じて資金の吸収投資を行う機構にするために、アンダーライターを育成する必要があります。併し日本の現状ではそういうことは不可能であり、そこで四大証券を育成しまして近い将来これをやらす。それによつて内外独占資本、殊に国際独占資本の要請に応じようとする意図が明らかであります。(何を言つてゐんだと呼ぶ者あり)第二には証券業協会が事業者団体法の適用から除外されますれば、旧財界人の証券業に転じた者

が多いことを考え合せますならば、前述したごとく株価の擬子入れその他が大証業者によつて自由に操作され、外資が握る場合は低く抑え、それを高く吊上げたり、或いは軍需会社等は株価を高く吊上げて、これによつて大衆からの資金吸収を容易にする狙いを持つてゐるのであります。政府があれ程ラジオ或いは報道機関を通じて宣伝した株式民主化が如何に大衆を欺瞞しての資金吸収政策であつたかといふことは、今日もはや誰の目にも明瞭となりました。国民怨嗟の的となつてゐるのであります。例へば夕刊中外紙三月七日の投書には次のように大衆の聲が報じられております。即ち「ここで私は大衆がバカを見た一例として帝石株を取上げてみたい。帝石新株は昨年増資のときに大蔵大臣の持株割当四百六十万株と会社の公募株百万株、合せて五百六十万株が百十四で売出された。当時大蔵大臣は百三十万を頑強に主張したので、売出値の決定が数日遅れたとの話もある。その帝石新株が今日拂込を割つて四十円合に低迷している。大蔵大臣は一株手取り五十円として四百六十万株で二億三千万円、会社は百万株で五千万円儲け、大衆はそれだけ損をした勘定である。売つてしまつた後は知らぬ顔で何らの措置を講ぜず放任して置く無責任きわまる態度は、幾日の商人も顔負けする心算だ。帝石新株を買つた大衆は今や債務旋風で四苦八苦

の有様である。敢えて大蔵大臣と帝石總裁の反省と善処を促すゆえんである。」「こういうふうな投書がなされてゐるのであります。これは国民の要望でありましよう。(この法案と関係ないじやないかと呼ぶ者あり)ところが、こういう国民の要望に対して政府のとうとうとしてゐる政策は、この法案を見ても分る通り、全く大衆の犠牲を更に強化し、その上に大証業者と独占資本を肥らせ、軍事的植民地化の方向を更に一層推進せんとしておる点は明らかであります。而もこの法案は、今期国会で審議され若しくは通過しようとする、例へば商法の一部改正であるとか、只今上程されております公認会計士法と相待ちまして、日本の植民地的な再編成を推進して行こうとする一環としか考えることのできない内容を持つてゐるものであります。我が党は以上の理由によりまして、本法案に対して反対するものであります。(根拠がない)と呼ぶ者あり」

案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。
本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後十五日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

るための一般会計からする繰入金に關する法律案
一、日程第三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
一、日程第四 証券取引法の一部を改正する法律案
出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君
議員
赤木 正雄君 赤澤 與仁君
安部 定君 飯田精太郎君
梅原 眞隆君 奥 むめお君
岡部 常君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
西郷吉之助君 島村 軍次君
宿谷 榮一君 高橋龍太郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君
徳川 宗敬君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 北條 秀一君
横濱廣六郎君 堀越 儀郎君
町村 敬貴君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山内 卓郎君
山本 勇造君 結城 安次君
井上なつる君 尾崎 行雄君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 庫治君 鎌田 逸郎君
小杉 イ多君 小宮山常吉君
鈴木 直人君 竹下 豐次君
川村 松助君 小林 英三君
野田 俊作君 波多野林一君

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。
これより採決をいたします。先ず大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度に於ける繰入金不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。
本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後十五日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

○本日の会議に付した事件
一、議員の請願
一、食糧輸入税と農業政策に關する緊急質問
一、日程第一 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度に於ける繰入金不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律案
一、日程第二 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充て

るための一般会計からする繰入金に關する法律案
一、日程第三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
一、日程第四 証券取引法の一部を改正する法律案
出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君
議員
赤木 正雄君 赤澤 與仁君
安部 定君 飯田精太郎君
梅原 眞隆君 奥 むめお君
岡部 常君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
西郷吉之助君 島村 軍次君
宿谷 榮一君 高橋龍太郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君
徳川 宗敬君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 北條 秀一君
横濱廣六郎君 堀越 儀郎君
町村 敬貴君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山内 卓郎君
山本 勇造君 結城 安次君
井上なつる君 尾崎 行雄君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 庫治君 鎌田 逸郎君
小杉 イ多君 小宮山常吉君
鈴木 直人君 竹下 豐次君
川村 松助君 小林 英三君
野田 俊作君 波多野林一君

久松 定武君	玉置 喜章君	木村三四郎君	吉川末次郎君
水久保甚作君	徳川 頼貞君	羽生 三七君	田中 信儀君
一松 政二君	松村眞一郎君	鬼丸 義賢君	内村 清次君
三島 通陽君	宮城タマヨ君	下條 恭兵君	河野 正夫君
村上 義一君	岡田喜久治君	坂野 勝次君	岩間 正男君
團 伊能君	岩木 月洲君	水橋 藤作君	千葉 信君
島津 忠彦君	横尾 龍君	木村驥八郎君	姫井 伊介君
中川 以良君	寺尾 豐君	小泉 秀吉君	大野 幸一君
城 義臣君	小林米三郎君	千田 正君	川上 嘉君
堀 末治君	岡崎 眞一君	佐々木良作君	中村 正雄君
大島 定吉君	鈴木 安孝君	原 虎一君	若木 勝藏君
黒田 英雄君	平沼彌太郎君	米倉 龍也君	三木 治朗君
柴田 政次君	小杉 繁安君	木下 源吾君	門田 定藏君
石原幹市郎君	今泉 政喜君	河崎 ナツ君	駒井 藤平君
松野 喜内君	黒川 武雄君	岩男 仁藏君	岡村文四郎君
佐々木鹿藏君	池田七郎兵衛君	國務大臣	
平岡 市三君	北村 一男君	大蔵大臣	池田 勇人君
田方 進君	藤森 眞治君	通商産業大臣	
左藤 義詮君	西山 亀七君	國務大臣	青木 孝義君
小林 勝馬君	竹中 七郎君	政府委員	
中井 光次君	重宗 雄三君	経済安定事務官	前谷 重夫君
廣瀬與兵衛君	小串 清一君	(生産局長)	
山田 佐一君	大隅 憲二君		
門屋 盛一君	大隈 信幸君		
深川榮左エ門君	木内キヤウ君		
深川タマエ君	星 一君		
奥 主一郎君	安達 良助君		
小畑 哲夫君	藤枝 昭信君		
島田 千壽君	吉田 法晴君		
木内 四郎君	谷口彌三郎君		
岩木 哲夫君	前之園喜一郎君		
岩崎正三郎君	島 清君		
山田 節男君	鈴木 順一君		

定価 一部 六円五十銭

送料別

発行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三二 印刷 庁